

日本と EU の BSE 検査実績 —— 比較研究

BSE Test Results in the EU Countries and in Japan — A Comparative Study

星 野 中
HOSHINO Hitoshi

〈目 次〉

1 はじめに	2-4-4 日本の確認牛の出生年分布
2 日本と EU の比較—— BSE 検査の状況	2-4-5 確認率における日本の位置
2-1 日本の検査状況	3 近年日本の BSE 確認状況から
2-1-1 「A 死亡牛検査」	3-1 近年の新しい BSE 確認状況
2-1-2 「B 生体検査で症状あり」	3-1-1 新しいクラスターの出現
2-1-3 「C その他」	3-1-2 BSE 確認数の増加と屠畜時 スクリーニング確認数の安定
2-2 EU の検査状況	3-1-3 死亡牛, リスク牛の確認例
2-2-1 EU の検査対象区分	3-1-4 1997, 98 年産牛の BSE 確認 の空白
2-2-2 日本の区分との照応	3-1-5 1992 年産牛の BSE 確認
2-3 EU の検査結果が示す傾向	3-2 二つのクラスターの規模
2-3-1 15ヶ国合計の動向	3-2-1 1996 年近辺産のクラスター の本来の規模
2-3-2 国別データに見る確認率	3-2-2 2001 年産は?
2-3-3 項別の検査頭数	3-2-3 2000 年近辺産のクラスター
2-4 EU と日本の比較	3-2-4 第一例確認の意義
2-4-1 確認率の対照的動向	4 むすび
2-4-2 EU 内での BSE 経験の差の あらわれ	
2-4-3 出生時期との関連	

キーワード;

BSE 検査 (EU), BSE 検査 (日本), 屠畜時スクリーニング, 死亡牛検査, BSE 確認率

1 はじめに

BSE 問題で日本中が大騒ぎになって5年あまりが過ぎた。まだ必ずしも平穏とは言えないようだが、あまり騒がれなくなった側面も実はある。2006年には日本で10頭もの、これまでになく多数のBSE牛が確認され、そのうち4頭は全頭検査によるものだった。BSE検査には検出限界があるから、日本産牛肉のBSEリスクはほぼそのまま全頭検査の確認の多さに比例する。その点で現在の日本産牛肉のリスクはパニック当時から軽減されてはいないのだが、こうしたことは世間的にあまり注目されていない。2006年最後のBSE牛確認(12月, 31頭目)など、私の見落としがないとすれば全国紙にも雑誌類にも全く報道されることがなかった(私がこの件に気付いたのは、米国の

業界紙のサイトによってであった)。騒ぎはもっぱら米国を中心とする輸入牛肉の問題をめぐって繰り返されている。ジャーナリズムだけではない。全頭検査の対象月齢の改正をめぐって厚労相が食品安全委員会に諮問した2004年10月以来、担当のプリオン専門調査会は、事実上もっぱら米国牛肉輸入再開のための手順により忙殺されてきた。輸入再開後すぐまた脊柱の混入問題で再停止となるなか、2006年4月の専門調査会委員の再任にあたっては、半数の6委員が辞任された。うち5委員は再任を辞退され、1委員は年齢制限によって再任されなかった¹。辞任委員の多くは私のような畑違いの者でさえよくお名前に接するBSEないしTSE研究の第一線の専門家である。米国の強圧的態度とそれに大筋で従う日本政府の姿勢は、通商外交においては繊維交渉以来、何十年もくり返されてきたこと

である。この辞任の少し前、しかし辞任の意向や方向がすでに決まっていたかと思われる時期であったが、私は第一線の専門家がこの種の業務に拘束されることについて疑問を呈したことがある²。今後、専門調査会とその委員諸氏がこうしたルーティンとのつきあいに終わらず、本来の任務を基本とされることを再度願っておきたい。

なお、安全性にかんして、私は米国牛肉と日本の牛肉は質が異なるのだと思っている。米国の危険につながる要素が目立ったところを挙げれば、いわゆる回転ドア人事による官・学・業界の癒着ぶりは相当なもので、独立したリスク・アセスメントの機構もなく、肉骨粉の混入防止策さえいまだに実行できていない。さらに日本向け牛肉への脊柱混入のばあいは検査官まで規制を理解していなかったし、再再開後にも認可のない胸腺の荷が混載されたり、韓国の輸入再開後には小骨片がくり返し混入し、これにたいする米国当局者の反応は開き直りととれるなど、規制の遵守についての信じられないほどの粗さが目立つ。しかし他方で、複数の監査機構による厳しい監査がくり返し行われ、当初は粗さが通例の規制遵守が時間を追って締められていく独自のシステムをそなえてもいる。日本の畜産関係で、規制のあり方に関してこの種の厳しい監査が機能した例を私は知らない。米国のBSEアセスメントのあり方もこれまた粗いとの定評だが、しかしその粗さをどのように考慮したとしても、BSE汚染の程度は日本の方がずっと濃密であるといわざるを得ない。

ようするに違いは、密な汚染を密なスクリーンで濾すのか、粗な汚染を粗なスクリーンにかけるのかにあり、リスクの質が違うのであって、数字に還元した比較は出来ても、リスクがあらわれる場合の具体的な形が大きく

1 日本のTSE問題研究の草分け的存在の山内氏が再任されなかったのは、原則として70歳以上は選任しないとの食品安全委員会の方針による。この方針は2005年6月の第101回委員会の決定にもとづくものであるが、議事録では年齢制限について何らの説明も質問もなく採択されている。ところで報道によれば、本人は答申の扱われ方などについて多に批判があるのだが、要請があれば就任の意向だったという。それに同氏は最初の選任の時からすでに70歳以上であったという。ようするに、素知らぬ形で諮られた70歳上限案は異論の多い山内氏排除の気配を伴うものであった。食品安全委員会の決定の際の議事録には、再任予定の時点で70歳以上の委員がいるとか、就任時すでに70歳以上であった委員がいるとかの説明はなく、そうした内容の質問も記録されていない。学者委員がそうしたことの配慮に欠けるのはむしろ当然だが、事務局側がその点を調べていなかったとは思えないし、気付かずにはかる運びになったのであれば、それはそれで重大な職務怠慢であろう（食品安全委員会2005参照）。

2 星野2006

違うため、リスクの質にかんする選択は別問題として残ることになる。国の単位で行う選択には不向きの問題であって、リスクの質の違いが明瞭に示され、それを消費者が理解してそれぞれの行き方で選択するほかない。

ただし、現在の汚染度ははるかに低いとしても、米国が現行の規制を続ける限り、日本でBSE問題が基本的に解決されることがあったとしたその時点で、米国においてなお未解決である公算はあり得ると思われる。

というわけで私は米国、カナダの牛肉に関しては、加工食品、外食材料などの表示を整備して消費者の選択の条件を整えることこそ重要だと考えている。日本の市場にとって輸入牛肉は不可欠であって、他の機会にも書いたけれども、米国牛肉と比較すべきは米国牛の穴埋めに輸入される他の国からの牛肉なのだ³。その意味では、現在プリオン専門調査会で検討中の、他の牛肉輸入先のリスク評価が出来るのなら結構だと思う。ただし本格的な実行には膨大な仕事量に応じた組織が必要になるし、さらに、精密な評価を下すことが出来たとしても、EUのGBR（後出の注11参照）がそうであったように、日本で行った評価を基準に他国からの牛肉等の輸入を規制することは許されることではない。規制が出来るのは対象国でその国で生まれた牛のBSEが確認された場合にかざられる。しかし評価は消費者が選択に有効に活用すればそれなりの意味を持つことになるだろう。

このように考えて私は、騒がれている形の輸入牛肉問題よりは、むしろ世間の関心の薄い日本の牛のBSE事情の考察のほうが重要だと思っている。ことBSEにかんしては、牛肉の安全はこの疫病の克服によらなければ得られないからだ。この2ないし3年、日本のBSE確認にはこれまでとは全く違う新しい傾向が生まれている。まずは日本のBSE状況の特徴を捉えるために、EU諸国との、検査の状況の比較から始めよう。

2 日本とEUの比較——BSEの検査状況

ヨーロッパ以外に限って比較すると、日本は、もっとも本格的なBSE検査を行い、最も多くのBSE確認を経験し、そして判明している限りではBSE汚染の密度が最も高い国である。

そこで本章では、BSEの発生地であり、多数国の充実したBSE検査結果が得られる唯一の場であるEUのデータを日本のそれと比較して、日本の置かれている状況の位置付けを試みる。大陸ヨーロッパでは2000年秋、日本ではその翌年秋に自国のBSEをめぐる深刻なパニックがあり、それに対応してBSE検査の態勢も本格的なものに

3 星野2006

図表 1 2003年度以後の日本の B S E 検査集計

		A 死亡牛等検査			スクリーニング検査						D 合計		
		検査数	確認	確認率②	B 生体検査で症状あり①			C その他			検査数	確認	確認率②
					検査数	確認	確認率②	検査数	確認	確認率②			
全 国	2006年度前半	51,802	4	0.772	3,629	0	0.000	599,190	1	0.017	602,819	5	0.083
	2005年度	95,307	3	0.315	7,470	0	0.000	1,224,782	5	0.041	1,232,252	8	0.065
	2004年度	98,650	2	0.203	8,307	0	0.000	1,257,324	3	0.024	1,265,631	5	0.040
	2003年度	48,411	1	0.207	6,264	1	1.596	1,246,366	2	0.016	1,252,630	4	0.032
	合 計	294,170	10	0.340	25,670	1	0.390	4,327,662	11	0.025	4,353,332	22	0.051
北 海 道	2006年度前半	25,469	4	1.571	0	0	0	100,086	0	0.000	125,555	4	0.319
	2005年度	45,992	3	0.652	0	0	0	202,536	4	0.197	202,536	7	0.346
	2004年度	46,008	2	0.435	0	0	0	203,787	1	0.049	203,787	3	0.147
	2003年度	3,025	1	3.306	0	0	0	197,511	0	0.000	197,511	1	0.051
	合 計	120,494	10	0.830	0	0	0	703,920	5	0.071	824,414	15	0.182
北 海 道 以 外	2006年度前半	26,333	0	0.000	3,629	0	0.000	499,104	1	0.020	477,264	1	0.021
	2005年度	49,315	0	0.000	7,470	0	0.000	1,022,246	1	0.010	1,029,716	1	0.010
	2004年度	52,642	0	0.000	8,307	0	0.000	1,053,537	2	0.019	1,061,844	2	0.019
	2003年度	45,386	0	0.000	6,264	1	1.596	1,048,855	2	0.019	1,055,119	3	0.028
	合 計	173,676	0	0.000	25,670	1	0.390	3,623,742	6	0.017	3,528,918	7	0.020

資料：厚労省、農水省、北海道庁

注 ① 屠畜場における生体検査において B S E の可能性ある症状、兆候を呈していた牛。

② 検査数 1 万にたいする確認数の割合。

組換えられた。ただし、日本で例えばいわゆる死亡牛検査の実施が大きく遅れたように、実施当初にはそれぞれ未整備のところもあったかに思われるので、パニックの翌々年からの数年間——EU は 2002 - 05 年（暦年ベース）、日本は 2003 - 06 年度前半（年度ベース）について BSE 検査のデータを比較して、それぞれの検査状況を検討してみよう。なお、日本については、北海道とそれ以外で確認状況が相当異なるため、これらを区別しての検討も試みたい。

2-1 日本の検査状況

日本の確認状況の全体像については「3 近年日本の BSE 確認状況から」において検討するので、ここでは、EU とのデータの突き合わせが出来て、そしてそのために必要と思われる限りで簡単に日本の検査状況を取り上げる。EU との対比をつうじて新たな視点を獲得したうえで、あらためて BSE に関する日本の現状を考察するためである。

2-1-1 「A 死亡牛等検査」

対象期間の日本の検査状況をまとめた図表 1 を見よう。一見して 0 の行列が目立つ二つの箇所の説明を最初に済ませておくことにする。そのうち「A 死亡牛等検査」の「北海道以外」については、相当数の検査の中で今のところ BSE 陽性の牛が見つかっていない、という事実を示しているにすぎない。検査数でも北海道の割合は高い。死亡牛等検査の体制が確立された 2004 年度以後では、全国の検査数の 48 % を北海道が占めている。いうまでもなく乳牛の割合の多いことが検査数の多さをもたらしている。乳牛は飼育期間が長いうえに、出産を繰り返して故障等の可能性も高いからだ。また給餌の違いや高齢が乳牛の確認率の高さをもたらす。これまでの検査で BSE 確認された死亡牛はすべてホルスタインの雌であるが、「A 死亡牛等検査」の確認率はスクリーニング検査の「C そ

の他」の 10 倍強である。

BSE 対策を科学的な根拠にもとづき行うには、まずは BSE 汚染状況を確認することが第一であり、汚染状況を確認める上では死亡牛等の検査が枢要の位置を占めることは、パニック当初から強調されていた⁴、この検査の重要性が実績の上でも確かめられたわけである。同時に実績が示しているのは、北海道の死亡牛等検査の重要性である。したがって、資源等の制約から当初から全国一斉に実行できないという前提にたった場合、まず乳牛の多い北海道を優先してこの項の検査を実行すべきだったということも実績から明らかである。農水省が行ったことは真逆であった。もう一つ、2004 年度以降、確認数、確認率ともに増大傾向にあり、これが全体としての日本の確認の増大をもたらしている。

2-1-2 「B 生体検査で症状あり」

もう一つの 0 の行列は「B 生体検査で症状あり」の「北海道」の箇所、検査数がすべて 0 となっていて、当然確認数にも 0 が並んでいるところである。これについては若干の説明を要する。屠畜場にきた牛のいわゆる全頭検査において、まず生体検査が行われ、BSE にかかわる可能性のある症状やその兆候の見出された牛と、「その他の牛」とに分けられるが、「B 生体検査で症状あり」は前者を指している。北海道においては、ここでとりあげた期間についてこの項に該当する牛はいなかった。他方「北海道以外」では各年度 6,000 ～ 8,000 程度がこの項に該当するものとされている。スクリーニング検査全体の対象数で全国の 16 % 程度を占める「北海道」であり、しかもその中に廃用となった乳牛（もっぱら食肉用に育てられた牛よりも高年齢）が含まれる割合が当然のこと

4 この点をめぐる討論と事実関係等については内田 誠 2003, 第 1 部第 1 章を参照せよ。

ならずいぶん高いはずだと考えれば、もし全国の他の地区と規定の適用規準が同一であったならば、おそらく「北海道以外」の数割程度はこの項の検査数が記録されていたものと考えられる。明らかに、この項の規定の適用規準におけるくいちがいを示している。この点につき北海道庁に問い合わせたところ、規定の適用を厳密にした結果こうなったとのことで、具体的には、この表の対象時期に先だつBSE確認第4例（2002年、73ヵ月齢）が北海道でこの項に該当するものとして検査された唯一の例であり、同時に確認された唯一の例であるという（したがって表と同様に「確認率」を計算すると10,000.000というとてもない率になる）。厳密な適用のあり方を見るうえで、これとの対照例として示していただいたのが第18例（2005年、68ヵ月齢）である。「起立不能、両股関節脱臼」と記録されているものだが、「神経症状や全身症状を呈していない」ことから「その他の牛」とした、とのこと⁵。以上の趣旨の説明を頂いた⁶。なお、EUについての分析の際に紹介するが、EUでもこれに対応する項の規準の適用は国により、また年により大きなばらつきがある。統計の有意性にかんしてはこの種のくいちがいは困るのだが、難しい判断をはらむ問題であるらしいことは理解できる。

この項のこの期間における確認は「北海道以外」の一件に過ぎない（第6例、和歌山県、83ヵ月齢）。死亡牛等検査に匹敵するほどの確認率となっているが、検査数が限られている上、記録では「起立障害」とのみ記されており、規定を「北海道」と同様に厳密に適用した場合にこの項に該当するものかどうか、少なくとも記録だけから私には判断できない。今の段階では判断を留保せざるを得ない。

2-1-3 「C その他」

スクリーニング検査のうち、生体検査でBSEにかかわる可能性が認められなかった牛が「C その他」であるが、当然のことながら確認率は前二項に比べて格段に低い。2005年度における「北海道」の4頭が突出しており、全期をとおしての確認率でも、「北海道」が「北海道以外」

の4倍の値を示しているほかには特に顕著な傾向は見られない。

2-1-4 全体として

この3年半にわたる期間に日本では都合435万頭余の検査を行い、22頭のBSE牛を確認した。各年度における検査頭数には「D 合計」で見ればさしたる変動はない。その中で確認率が着実に上がっていることが特に注目される。こうした確認数の増加傾向に大きく作用しているのが、22頭中10頭を占める「北海道」の「A 死亡牛検査」の確認である。「北海道以外」では全体で7頭の確認が、漸減傾向のようにも見える。この傾向は年間百万頭規模の検査の結果ではあるが、確認の絶対数が少ないため、1頭の追加的確認でも確認率のジャンプがあり得るため、なお確定的な判断は出来ない。

2-2 EUの検査状況

2-2-1 EUの検査対象区分

検査結果を比較対照するためには、まず検査の対象区分の対応を求めなければならないが、EUのBSE検査の対象区分は全体をアクティブ・モニタリングとパッシブ・サーベイランスに分けることから始まって、日本の場合と考え方が異なる。公式の説明では次のような構成になっている。

Active monitoring

- (1) Fallen stock
- (2) Emergency slaughtered animals
- (3) Animals with clinical signs at ante-mortem inspection
- (4) Healthy slaughtered animals
- (5) Animals culled under BSE eradication

Passive surveillance

- (6) Suspects subject to laboratory examination

2-2-2 日本の区分との照応

まず、「(1) 死亡牛」⁷、「(2) 緊急屠畜牛」が図表1における日本の「A 死亡牛等検査」と同等の分類項に属することは明確であろう。さらに「(5) BSE撲滅政策による処分牛」がここに加わる。これはBSE確認された牛の子やBSE牛と生後一定期間同居していたなどで処分・検

5 後に見る図表8は厚生労働省の発表するBSE確認の一覧に何らかの症状の記載のあるものをすべて「症状ある牛」としたため、扱いがくいちがっている。

6 この「B 生体検査で症状あり」の項の検査対象数は北海道庁のホームページで公表されていないため、電話による問い合わせの上、さらに上記疑問点につき書面での確認をお願いした。北海道庁保健福祉部保健医療局食品衛生課食肉検査グループ主査 横山氏にはご多用中にお手間を取らせ申し訳なかったが、丁寧かつ明快なご解答をいただき、おかげさまで本稿が必要とする資料を整えることが出来た。記して感謝する。

7 なお、上の一覧の英語表記をここでは邦訳して示すが、原文が羊、山羊などを含む家畜の伝達性海綿状脳症への汎用規定として“animals”等の一般的表現をとっているところを、本稿はBSEのみを取り上げているので、「牛」とし、また対象の区別がわかるように、付されている説明内容を取り入れた意識を心がける。以下同様。

査された牛を指している。このほか、パッシブ・サーベイランスの対象として別区分の「(6) 申告による BSE 疑い牛（生産者、獣医の申告によるラボラトリ検査対象）」は生産者ないし獣医が BSE にかかわる可能性を申告したものを指しており、これも日本では、申告があれば、いわゆる死亡牛サーベイランスの対象とされる制度になっている⁸。これらを日本の「A」に対応するものとして、EU の「A 死亡牛等」として示すことにしよう。

つぎに「(3) 生前検査で症状あり」は、表現としては、そのまま日本のスクリーニング検査の「B 生体検査で症状あり」に対応する。ただし EU の (3) の規定には単に BSE の疑いをもたれた牛ばかりでなく、続いて「その肉が人の消費に適していない可能性ある病気ないし全身状態の故障の兆候を示す牛」という別の枠が追加されている。日本の「B 生体検査で症状あり」にこの種の枠は見られないので、日本の「B」との間で、＜BSE を疑わせる要因は見られなかったが、食用不適とみなされる病気、障害ありと判断された牛＞が検査対象に加わっている点でくいちがい避けられないことを示している⁹。またすでに指摘したように、日本では地域により規定の適用に相当くいちがいのあることがわかっており、EU についても国別、時期別に大きくくいちがいがある（後述）。この項は、死亡牛等の検査とともに、確認率が高い筈の項であり、残念なことではあるが、データとしての厳密な対応を求めることがとりわけ困難である。しかし一応、日本の「B」に対応するものとして EU の「B 生前検査で症状あり」としておこう。

「(4) 健康屠畜牛」はおおよそのところ日本のスクリーニング検査の「C その他」に対応すると考えて良いだろう。ただし、EU の (4) には「健康」との限定が付されていること、さらに上に見た (3) に加えられた条件から、食用可を意味するらしいこと（注9参照）を考慮すると、少なくとも関連規定を文字通りに解釈する限りでは日本の方が範囲を幅広くとっているらしいことに留意しておくべきだろう。その差に留意しつつ EU の「C 健康食用牛」としておこう。

異なるシステムにもとづく検査結果の統計を比較対照

8 日本の制度で、BSE 確認牛のコホート等として処分された牛の検査がいわゆる死亡牛検査に属すること、および、獣医や生産者からの BSE 疑いの申告があった場合の検査も同じ区分となること、については農水省消費安全局動物衛生課に確認していただいた。なお、日本では民間からの BSE 疑いの申告はないとのことであった。ご多用中丁寧なご説明を頂いた同課に感謝する。

9 同時にこの規定は EU の (4) Healthy slaughtered animal が食用に供して良い牛を指していることを示すものと理解され、次に見る「C」の項の適用範囲にも影響を及ぼす。

することに相当の無理を伴うことは致し方ない。また EU の場合も各項の検査対象区分につき、適用基準が決して一義的ではなく、くいちがいがあり得ることを資料作成者が断ってもいる。そうした原資料の問題点が厳密な検討を阻害する要因であることも認めなければならないが、日本、EU 双方の原資料が、対象区分の実行においてやや曖昧な部分を残していることは、かえって異なる規準に基づく2つのデータを付き合わせる余地を与えているとも考えられる。このように考えて、上記のように大枠の対応関係を求めることによって大ざっぱな比較を試みることにした。

試みようとする比較対照の枠組みを整理して示すと下のようになる。

日本	EU
A 死亡牛等検査	A 死亡牛等 (1) 死亡牛 (2) 緊急屠畜牛 (5) BSE 撲滅政策による処分牛 (BSE 牛と同居等) (6) 申告による BSE 疑い牛 (生産者、獣医の申告によるラボラトリ検査対象)
B 生体検査で症状あり	B 生前検査で症状あり (3) 生前検査で症状を示した牛
C その他	C 健康食用牛 (4) 健康屠畜牛

さて、このような形で日本の検査体制との比較可能性をもとめて EU の検査実績を整理すると次頁の図表2が得られる。

まず EU の検査結果の一般的特徴をざっと概観した上で日本との比較を試みることにしよう。

2-3 EU の検査結果が示す傾向

2-3-1 15ヶ国合計の動向

はじめに時系列の変化を見るために、1995年にEUに加盟していた15ヶ国の検査の状況を見よう（2004年加盟の10ヶ国についてはまだ時系列的変化を見るほどのデータが与えられていない。また、ポーランドが飼育規模において、アイルランド、イタリアなどと並ぶ3百万頭と中位の規模であるが、それに次ぐチェコは60万頭台というように、小規模畜産国の集合である）。

15ヶ国合計のデータの4年間の動きを見て、なによりも顕著なのはすべての項での確認率の低下である。とりわけ低下が明瞭なのは「A 死亡牛等」で02年の確認率を1とすると05年は0.22と5分の1近くまで低下してお

図表2 EUのBSE検査と確認状況

			成牛頭数			A 死亡牛等②			B 生前検査で症状あり③			C 健康食用牛④			D 合 計		
			百万⑤	検査数	確認数	確認率⑥	検査数	確認数	確認率⑥	検査数	確認数	確認率⑥	検査数	確認数	確認率⑥		
元 加 盟 15 国	2005	37.5	1,261,929	417	3.30	85,312	18	2.11	7,723,757	94	0.12	9,070,998	529	0.58			
	2004	37.8	1,233,621	663	5.37	104,184	24	2.30	8,688,653	151	0.17	10,026,458	838	0.84			
	2003	38.9	1,239,604	1,070	8.63	83,710	29	3.46	8,716,481	265	0.30	10,039,795	1,364	1.36			
	2002	39.6	1,227,494	1,814	14.78	71,501	27	3.78	9,124,887	287	0.31	10,423,882	2,128	2.04			
	4年平均	38.5	1,240,662	991.0	7.99	86,177	24.5	2.84	8,563,445	199.3	0.23	9,890,283	1,214.8	1.23			
新 10 国	2005	5.4	157,856	12	0.76	1,411	1	7.09	883,294	19	0.22	1,042,561	32	0.31			
	2004	5.4	158,757	12	0.76	1,791	0	0.00	862,816	15	0.17	1,023,364	27	0.26			
	2年平均	5.4	158,307	12.0	0.76	1,601	0.5	3.12	873,055	17.0	0.19	1,032,963	30	0.29			
E U 25	2005	42.9	1,419,785	429	3.02	86,723	19	2.19	8,607,051	113	0.13	10,113,559	561	0.55			
	2004	43.3	1,392,378	675	4.85	105,975	24	2.26	9,551,467	166	0.17	11,049,820	865	0.78			
	2年平均	43.1	1,406,082	552.0	3.93	96,349	21.5	2.23	9,079,259	139.5	0.15	10,581,690	713	0.67			
英国		4.9	244,783	557.75	22.79	8,418.0	6.75	8.02	276,064	12.50	0.45	529,265	577.00	10.90			
ポルトガル		0.8	24,299	55.50	22.84	5,323.0	6.75	12.68	75,372	28.00	3.71	104,994	90.25	8.60			
アイルランド		3.1	97,188	152.00	15.64	542.3	1.00	18.44	623,660	24.00	0.38	721,391	177.00	2.45			
スペイン		3.4	95,993	90.25	9.40	1,855.3	4.75	25.60	480,618	43.25	0.90	578,466	138.25	2.39			
ベルギー		1.4	39,403	8.00	2.03	91.0	0.00	0.00	361,358	8.50	0.24	400,851	16.50	0.41			
フランス		10.6	273,301	81.25	2.97	0.0	0.00		2,695,531	35.00	0.13	2,968,832	116.25	0.39			
ルクセンブルク		0.1	2,813	0.00	0.00	1.8	0.25	1,428.57	14,076	0.25	0.18	16,890	0.50	0.30			
イタリア		3.0	65,255	5.50	0.84	50,758.5	4.00	0.79	681,469	11.25	0.17	797,482	20.75	0.26			
ドイツ		6.1	244,549	35.50	1.45	2,395.5	0.00	0.00	2,309,404	28.75	0.12	2,556,348	64.25	0.25			
オランダ		1.7	53,521	5.00	0.93	13,082.0	1.00	0.76	462,357	7.00	0.15	528,959	13.00	0.25			
デンマーク		0.8	38,528	1.25	0.32	14.3	0.00	0.00	242,017	0.50	0.02	280,560	1.75	0.06			
オーストリア		1.0	15,080	0.25	0.17	1,133.8	0.00	0.00	198,435	0.25	0.01	214,648	0.50	0.02			

資料：EU, DG, Health & Consumer Protection

- 注 ① 各国別数値はすべて2002-05年の4年平均、スウェーデン、フィンランド、ギリシャはこの間確認が無く、国別表記を省略。
 ② 生産者ないし獣医がBSEの疑いを申告しパッシブ・サーベイランスの対象とした牛、および死亡牛、緊急屠殺牛、BSE確認牛と一定時期同居などの牛。
 ③ 屠畜場の生前検査で感染のおそれある症状ないし兆候を見出された牛、および食用不適の病気、障害の兆候を見出され牛。
 ④ 屠畜場での生前検査で食用適とされた牛。対象の規定に変更があるが、スペイン、フランス、ドイツ、イタリアでは24ヶ月以上、他では30ヶ月以上が検査対象。ただし英国は30ヶ月以上を食用から除外し、一部の検査、スウェーデンも例外扱い。
 ⑤ 2歳以上の飼育頭数。 ⑥ 検査1万頭あたりの確認数の割合

り、それについて「C 健康食用牛」も02年を1として0.39にまで低下した。これら二つの項では確認数の減少も顕著である。「B 生前検査で症状あり」の項では確認数の減少にやや停滞が見られるものの、ここでも確認率は着実な低下を見せ、02年を1として05年には0.56となっている。こうして「D 合計」において、確認率は02年を1として0.28と、4分の1に近づこうとする形勢を見せている。このような確認率の顕著な低下は明らかに日本の場合とは異なっており、その要因が気になるところであるが、これについては、BSE 確認牛の生まれ年分布のデータなどを参考にしたうえで考えることにしよう。

検査数についてみると、飼育頭数の漸減¹⁰に対応して全体の検査数と「C 健康食用牛」の検査数は明瞭に漸減の傾向を示している。これに対して、「A 死亡牛等」の検査数はあまり変動がなく、「B 生前検査で症状あり」の検査数は変則的に動いている。後者の要因については国別の動向で見ることにする。

2-3-2 国別データに見る確認率

国別データを概観してまずはじめに目を引くのは、EUの中で確認率にかなりはっきりした階層差が見られることである。「D 合計」でみると、際だって高く1000分の1程度の確認率を示すのが英国とポルトガル、これを第1

群とすると、第2群は1万分の2レベルで、2002年の15ヶ国平均に近い確認率のアイルランドとスペインである。確認率の最も低いのは10万分の1以下のオーストリアとデンマークで、これを対象期間に確認の無かったスウェーデン、フィンランド、ギリシャの3国と合わせて第4群（いずれも飼育規模の小さい国であり、少数でも追加の確認があれば確認率がジャンプする可能性はある）とすると、第2群と第4群の間に確認率10万分の2～4程度のフランス、ドイツ、イタリア等の大国を含む6ヶ国が第3群を構成している。牛飼養頭数の極端に少ない国の場合はまだある程度のブレがあり得ようが、大多数の国の4年間の検査実績は、検査が着実、適切に行われているとすれば、それぞれのBSE汚染度をかなり正確に表現しているものと思われる。

EU内ではBSE対策としての規制の実施規準を独自の推計方法にもとづくGBR¹¹のレベルによって区分しているが、EUの先行15ヶ国については、そろそろ検査実績にもとづく区分を行った方が合理的かと思われる程度に実績が積み重ねられている。なお、この「D 合計」で見た階層差は、「A 死亡牛等」においてはあまり乱れることなく、ほぼ同様に現れている。すぐあとに見るように、この「A」に合算されているうちの「(6) 申告によるBSE疑い牛」(生産者、獣医の申告によるラボラトリ検査対象)の確認率数値には相当大きなばらつきが見られるのであり、「A」の中でも死亡牛、緊急屠殺牛が、いわば標準的な確認率を示したものである。

「D 合計」によって見たこの階層差が、個別の項の確

10 飼育頭数の減少はさまざまな形で現れたBSEの影響によるものと思われる。なお、図表2の対象外だが、2006年にはフランス以外で相当の頭数減少が見られた。これはEUの補助金カットによるもので、フランスはEUの規定に反して独自の補助金を与えて頭数を維持した。

認率において乱れる部分は限られている（ただしルクセンブルクの場合のような、検査規模が極めて小であるための突出は度外視）。その一つは「B 生前検査で症状あり」の項の第1群と第2群との確認率の錯綜である。とりわけスペインの高率が目立つ。ただしこの項では、後にふれるように、国により検査頭数のばらつきが大きい。第1群、第2群ではポルトガルとスペインが比較的安定して相当数の検査を行っているが、アイルランドでは02年以外この項の検査がなく、英国は04、05両年こそ1万5千頭以上の検査を行ったため平均数値は高いが、それ以前の検査は限られていた。データそのものの偏りも考慮する必要がある。

その点を補う試みとして、この「B」項と「A 死亡牛等」に含まれる「(6) 申告による BSE 疑い牛（生産者、獣医の申告によるラボラトリ検査対象）」との違いは、屠畜場に行く前に疑われたか、屠畜場の生前検査で疑われたかの違い（民間の自主的判断か、公的機関の判断かの違いでもあるが）に過ぎないと考えて、この(6)と「B」を合わせて「広義の BSE 疑い牛」とし両者を併せた確認率をとってみる（図表3）ことも出来る。ところが、この

図表3 BSEを疑われた牛の検査と確認状況（EU）

		(6) BSE疑い申告牛			広義BSE疑い牛①		
		検査数	確認数	確認率②	検査数	確認数	確認率②
元加盟15国	2005	2,867	73	254.62	88,179	91	10.32
	2004	3,111	174	559.31	107,295	198	18.45
	2003	2,578	306	1186.97	86,288	335	38.82
	2002	2,658	681	2562.08	74,159	708	95.47
	4年平均	2,804.0	308.50	1100.41	88,980.8	333.00	37.42
英国		459.0	197.50	4302.83	8,877.0	204.25	230.09
ポルトガル		89.0	16.50	1853.93	5,412.0	23.25	42.96
アイルランド		340.0	47.30	1391.18	882.3	48.30	547.46
スペイン		68.0	22.00	3235.29	1,923.3	26.75	139.09
ベルギー		188.0	2.25	119.84	279.0	2.25	80.65
フランス		201.0	15.80	785.54	201.0	15.80	786.07
ルクセンブルク		5.5	0.00	0.00	7.3	0.25	344.83
イタリア		54.0	0.25	46.51	50,812.5	4.25	0.84
ドイツ		1,328.0	6.00	45.17	3,723.5	6.00	16.11
オランダ		23.0	0.75	333.33	13,105.0	1.75	1.34
デンマーク		26.0	0.25	95.24	40.3	0.25	62.11
オーストリア		4.0	0.00	0.00	1,137.8	0.00	0.00

資料：EU, DG, Health & Consumer Protection

注 ①(6)+「B 生前検査で症状あり」

②検査数1万頭あたりの確認数の割合。

(6) は検査数がドイツのみを例外として一般には少なく、確認率が極めて高い（例えば15ヶ国全体でも、2002年には4頭に1頭以上の割合で、それが05年には改善されたがなお約40頭に1頭、4年平均では検査数の1割以上がBSE牛と確認されている）ために、検査数のばらつきの大きい「B」項のデータの偏りを緩和することに役立つものではなかった。むしろ一層傾向が強調されたのかも知れない。今度は英国（2%台）とアイルランド（5%台）の確認率の高さが目立つが、いずれも(6)の高率（英国では4割以上、アイルランドも約14%）に左右されている。英国とアイルランドはBSEに悩まされた期間がとりわけ長く、生産者や民間の獣医の注意力と判断力の蓄積がすすんだことなどが、このように民間からの申請にもとづくBSEのつきとめが進むことになったのかとも思われる¹²。図表3でもう一つ目を引くのが、第3群のフランスの高率（8%弱）である。フランスのこの高率は、他国では相当数の検査を行っている「B 生前検査で症状あり」の対象が4年をつうじてゼロであり、したがって検査数の少ない「(6) 申告による BSE 疑い牛」の、その項の中では平均値以下の確認率がそのままに出たため目立ったものである。

11 GBR (Geographical BSE Risk) はEUの食品安全庁(EFSA)のもとで行われるBSE汚染度の推計による格付けで、評価を申請した国は「I 極めてありそうにない」から「IV 高レベルで確認」までの4レベルに評価される。本稿の第1群から第3群までについてはすべて2000年になされた評価が維持され、英国とポルトガルがレベルIV（「高レベルで確認」）、他はすべてレベルIII（「ありそうだが未確認あるいは低レベルで確認」）とされている。第4群のうちスウェーデン、フィンランド、オーストリアは2000年評価では「ありそうにないが（可能性を）排除できない」のレベルIIと評価されていたが、フィンランド、オーストリアはBSEの確認により、2002年にIIIに変更され、スウェーデンのみが04年にIIを更新した（ただし06年に1頭のBSE牛が確認された。きまりでは再評価でIIIとなるはずである）。ギリシャは02年にIIIと評価された。日本はGBR評価を申請したが、2001年、IIIとの評価案が示されたのに反発して申請を取り下げ、おなじ年に最初のBSE確認があって、再度申請することとしたはずだが、06年8月更新の一覧にはまだ評価が記載されていない。

私が確認状況という、より具体的な指標にもとづき第1～第4群という別の区分けを試みたのはGBRのレベルIIIが汚染程度の幅を広くとりすぎており、実情に合わないかと思われたからである。GBRの推計手法そのものへの疑義ではない。実行されてきた検査の精粗に関わりなく評価する行き方のために、その区分の粗さがもたらされるのだが、その粗さは、人々の安全と諸利害にかかわる各種規制の基準にふさわしいとは思えないのである。したがっておなじ疑問はOIE（国際獣疫機構）のステータス評価にも通じる。勿論、検査実績による評価は、BSEの検査が量的、質的に十分に行われており、検討対象となる飼育頭数が少なすぎない場合にのみ可能となる。

12 この箇所執筆中に、アイルランドのBSE疑い申告にかかわる、日本では考えられないニュースが飛び込んできた。(Meating Place 06/12/27)。06年12月に判決があったのだが、1996年に農夫が自分の牧場に外からBSE牛を持ち込んで群全体の処分を受け、政府から10万ドル以上の補償金を詐取した、という事件である。これに対して日本では民間による申告がないと聞くにつけ、BSE牛をチェックされた獣医さんが自死された不幸な事態が思い起こされる。日本ではいまだにBSEの確認を嫌い、出来る限り隠蔽しようとする風潮が支配的なのだろうか。アイルランドの事件は濫用には違いないのだが、このような濫用があり得る程度に、BSE疑いの申告について生産者を誘導する施策があっても良いのではないだろうか？ドイツでの活発な申告をもたらし事情とともに調べてみたい事柄ではある。

「C 健康食用牛」の確認率は英国の場合を例外とすれば「D 合計」で見た階層差と大きく食い違ってはいない。英国の場合は図表2の注④に付記されているように、検査対象となる30ヶ月以上の牛をすべて食用から排除し処分する制度によって一部しか検査対象とされなかったためかと考えられる¹³。

2-3-3 項別の検査頭数

項別に各国の検査頭数を比較すると、EUの報告書もふれている、検査規準の適用におけるくいちがいが見えたりと見える。もっとも極端なのは、EUの中で最大の牛飼育規模をほこり、屠場で生前検査を受ける牛の数では15ヶ国の3割強を占めるフランスで、この間「B 生前検査で症状あり」とされた牛がまったくないことである。その分、生産者や獣医によるBSE疑いの申告(6)が多ければ、民間チェックが十分に機能を果たしているということで、それなりのバランスがとれていると言えるのであろうが、ここでも15ヶ国の7%程度しか検査されていない。EUではこの項に食用不適の牛も含まれるだけに不可解としかいいようがなく、官民ともに「BSE疑い牛」を見つけることに不熱心なのかと疑いたくなる。

なお「B 生前検査で症状あり」の項の検査頭数で一貫してゼロを続けたのはフランスのみであるが、他国の場合も検査数の不安定が目立つ。例えばアイルランドは02年に2000頭規模の検査を行い、4頭の確認を得ているが、その後この項での検査を行っていない。検査頭数がゼロまたは一桁の国が02年には4ヶ国、03年には5ヶ国、04、05両年には各6ヶ国もあり、この間、各年1000頭以上をこの項で検査した国は5ヶ国しかない。検査数が特に多いのはイタリア、ついでオランダである。これらの国では、生前検査を受けた牛の7%および3%が「B 生前検査で症状あり」とされていて、両国で15ヶ国のこの項の検査牛の実に6割を占めている。ようするにこの項の検査の実施状況は国によっても、年によっても大きなばらつきがあることを前提して、少数の国のデータのみ有効と考えた方がよいのかも知れない。

他方、図表3に示した生産者、獣医による「(6) BSE疑い申告牛」ではドイツの検査数が突出して15ヶ国の

47%を占めている。もちろん、例えば飼育牛の構成(乳牛と肉牛の割合など)が違えば、BSEを疑われる症状を示す牛の比率にもそれに応じた相違がでるのは当然であるが、しかしそれは「D 全体」における確認率の相違にも反映するはずであり、ここに見るような大きな偏りは、検査規準の適用や民間の申告のあり方に統一がとれていないことを物語ると考えるほかない。

このような項別検査頭数の顕著なばらつきは当然統計の有意性の制約条件である。EUではこの節の始めに紹介したような相当細かい区分による検査結果の数値を提供しているのだが、その細部にこだわることにあまり意義を見出し得ない。無理を承知で日本のより大枠の区分にあわせる形で検討し、必要に応じてEUの細区分を見ることにしたのはそのためでもある。

2-4 EUと日本の比較

2-4-1 確認率の対照的動向

以上のそれぞれの概観から何よりも目を引くのは、全体としての確認率の動向の対照的な姿であろう。EU15ヶ国では顕著に確認率が低下しているのに対して、日本の場合は逆に明瞭に上昇している。このような対照的な姿を生み出した要因としてまず考えられるのは、BSE対策実施の時間差である。自国の牛についての大規模パニックこそ、大陸ヨーロッパと日本との間に1年弱の差しかないのだが、おなじEU内の英国ではその十数年前から問題がとりあげられ、対応してEUとしての対策も実行されたり協議されたりし続けて来た。また1990年代初頭から大陸でも、はじめにEU外ではあるがスイスの、続いてフランスの自国産の、他のいくつかの大陸のEU加盟国では輸入牛のBSEが確認され始めた。さらに、確認のなかった国を含めて対策の強化が真剣にとりあげられたのが、1996年、英国政府がようやく人への感染(vCJD)を認めたことによる大パニックの年であった。結果論として充分とは言えなかったのだが、大陸の諸国も何らかの対策を考慮せざるを得ない状況におかれていった。日本が自国の牛について曲がりなりにもBSE対策を始めたのはこの最後の1996年からだから、こうしたBSE体験の差が確認率の動向に現れたものと思われる。

2-4-2 EU内でのBSE経験の差のあらわれ

この点を考察するための準備作業として、はじめにEUの主な国¹⁴を、自国産牛のBSE確認の早さの順位によりグループ分けしてその確認率の推移を見ることにした。

BSE問題の経過が長い分だけ、その間に幾度かのパニ

13 このOver Thirty Months (略称OTM) Ruleは英国政府がBSEの人への感染可能性を認めたことによる1996年の激しいパニックの際、英国農業者同盟の提案により急遽実施され2005年11月7日まで継続された。したがって食用に供されるすべての30ヶ月を越える牛が検査対象となったのは、図表2の対象時期の最後の2ヶ月のみである。なお、OTMルール解除後も、1996年8月1日(MBM混入対策が最終的に強化された日)より前に生まれた牛は食用から排除されている。このOTMの成立事情については星野1999を参照せよ。

14 飼育と検査の規模が小さすぎたり、確認率が一般に低い国の場合、一頭の確認でも確認率がジャンプし、逐年変化の考察には適さないため省略した。

図表4 EU主要国の確認率の推移

	2005	2004	2003	2002	05/02
英国 86	3.41	5.72	13.33	28.52	0.12
アイルランド89	0.89	1.72	2.64	4.71	0.19
フランス 93	0.12	0.19	0.43	0.76	0.16
ポルトガル 94	4.50	7.91	12.16	10.46	0.43
先発4ヶ国平均	0.91	1.41	2.39	4.09	0.22
ベルギー 97	0.05	0.28	0.38	0.84	0.06
オランダ 97	0.06	0.11	0.38	0.43	0.13
中発2ヶ国平均	0.06	0.18	0.38	0.61	0.09
ドイツ 00	0.15	0.26	0.21	0.35	0.44
スペイン 00	1.66	2.47	3.05	2.45	0.68
イタリア 01	0.12	0.08	0.39	0.49	0.24
後発3ヶ国平均	0.50	0.67	0.72	0.67	0.75

資料；EU, DG, Health & Consumer Protection
 国名に付した数字は最初の自国産牛BSE確認年を表す。
 確認率数値はすべて検査数10,000あたりの確認数。

ックを経験してきたが、大陸諸国を大きく巻きこんでBSE対策を促したような大パニックとしては、上記の1996年のものと、大陸諸国で激しかった2000年のものが挙げられる。そこで、この2つのパニックを境目として、自国産牛のBSE確認を経験した時点により各国を、96年パニックの前、両パニックの間、2000年のパニック時＋それ以後、という3つのグループに振り分け、それぞれ先発国、中発国、後発国とした。図表4ではこのグループごとに確認率の動向を対比的に示した。まず英国からポルトガルまでの先発の4ヶ国およびベルギー、オランダの中発2ヶ国を見ると、2002年の確認率には大きな差があるが、ポルトガルを唯一の例外としていずれの国で

も年を追って確実に確認率が低下しており、2005年の確認率は、これもポルトガルを除けば、いずれも2002年の5分の1以下である。それに対して後発の3ヶ国では確認率の低下にいずれもやや乱れがあり、02年にたいする05年の確認率も低下してはいるが、その割合は先発の国と比較すると芳しくない。もちろん、確認率低下の様子が国単位でBSE経験の長さにとりあっているわけではない。けれども、大陸の大パニック以前から自国生まれのBSE牛を経験して何らかの措置をとらねばならなかった国と、おなじパニック時あるいはその後に自国生まれのBSE体験をした国とで、この点にかなりの差が生じていることは確実に見て取れよう。BSE感染が概して生後短い期間におこるという通説に従えば、このような相違は、特定時点で行われた対策の有効性の度合いに応じてその時点以後に生まれた牛のBSE感染が制限されたことに照応している筈である。

2-4-3 出生時期との関連

そこで出生時期別のBSE確認の状況に関するデータを求め、これと、上に見た確認率の低下の様子とを照合してみることにしよう。

図表5は上に検討した都合9ヶ国につき同様の区分で2001年から05年の間に確認されたBSE牛の出生年の分布をあらわしたものである。対象とする検査期間が限られているため、過去のすべての確認牛の出生年分布から大きく偏るのは致し方ない。ここでの出生のピークは概

図表5 EU主要国、2001-05年確認牛の出生年分布

確認数

出生年	～1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計
英国 86	248	101	199	369	603	926	819	103	48	39	24	6	2	1	0	3,488
アイルランド89	22	19	26	43	113	174	377	155	11	4	7	3	2	0	0	956
フランス 93	4	3	5	12	61	184	295	86	37	14	6	3	0	0	0	710
ポルトガル 94	7	7	2	13	78	99	62	79	74	39	8	1	0	1	0	470
先発4ヶ国	281	130	232	437	855	1,383	1,553	423	170	96	45	13	4	2	0	5,624
ベルギー 97	0	0	2	4	2	15	28	41	17	3	0	0	0	0	0	112
オランダ 97	1	0	2	2	3	4	7	32	11	5	1	2	1	0	0	71
中発2ヶ国	1	0	4	6	5	19	35	73	28	8	1	2	1	0	0	183
ドイツ 00	1	2	2	2	3	15	83	134	44	33	42	19	2	0	0	382
スペイン 00	10	3	0	5	34	38	90	108	140	106	49	32	0	1	0	616
イタリア 01	3	0	1	2	5	14	26	51	24	3	3	1	0	0	0	133
後発3ヶ国	14	5	3	9	42	67	199	293	208	142	94	52	2	1	0	1,131
EU 15ヶ国	296	134	239	453	903	1,470	1,788	799	408	248	140	67	8	3	0	6,956

同上%

英国 86	7.1	2.9	5.7	10.6	17.3	26.5	23.5	3.0	1.4	1.1	0.7	0.2	0.1	0.0	0.0	100.0
アイルランド89	2.3	2.0	2.7	4.5	11.8	18.2	39.4	16.2	1.2	0.4	0.7	0.3	0.2	0.0	0.0	100.0
フランス 93	0.6	0.4	0.7	1.7	8.6	25.9	41.5	12.1	5.2	2.0	0.8	0.4	0.0	0.0	0.0	100.0
ポルトガル 94	1.5	1.5	0.4	2.8	16.6	21.1	13.2	16.8	15.7	8.3	1.7	0.2	0.0	0.2	0.0	100.0
先発4ヶ国	5.0	2.3	4.1	7.8	15.2	24.6	27.6	7.5	3.0	1.7	0.8	0.2	0.1	0.0	0.0	100.0
ベルギー 97	0.0	0.0	1.8	3.6	1.8	13.4	25.0	36.6	15.2	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
オランダ 97	1.4	0.0	2.8	2.8	4.2	5.6	9.9	45.1	15.5	7.0	1.4	2.8	1.4	0.0	0.0	100.0
中発2ヶ国	0.5	0.0	2.2	3.3	2.7	10.4	19.1	39.9	15.3	4.4	0.5	1.1	0.5	0.0	0.0	100.0
ドイツ 00	0.3	0.5	0.5	0.5	0.8	3.9	21.7	35.1	11.5	8.6	11.0	5.0	0.5	0.0	0.0	100.0
スペイン 00	1.6	0.5	0.0	0.8	5.5	6.2	14.6	17.5	22.7	17.2	8.0	5.2	0.0	0.2	0.0	100.0
イタリア 01	2.3	0.0	0.8	1.5	3.8	10.5	19.5	38.3	18.0	2.3	2.3	0.8	0.0	0.0	0.0	100.0
後発3ヶ国	1.2	0.4	0.3	0.8	3.7	5.9	17.6	25.9	18.4	12.6	8.3	4.6	0.2	0.1	0.0	100.0
EU 15ヶ国	4.3	1.9	3.4	6.5	13.0	21.1	25.7	11.5	5.9	3.6	2.0	1.0	0.1	0.0	0.0	100.0

資料；EU, DG, Health & Consumer Protection
 国名に付した数字は最初の自国産牛BSE確認年を表す。

して1990年代半ばにあるが、この時期出生の牛は、確認データの初年、2001年に乳牛の場合でも搾乳年齢を過ぎつつある。ということは表におけるピーク以前に生まれた牛で、この期間の検査の対象になった牛は年とともにごく少数の特殊な牛に限られて行った筈である。たとえば極端だが英国の場合は、BSE 確認のピークは1992年から93年初めにかけてであって、それらの多くは1980年代半ばに出生し、確認牛の出生年分布の本当のピークを形成していた。ようするに、ここで利用しているデータには、古い出生年のものほど過小に表示されることになるという偏りがあり、そのためにBSE 経験の長い国の特徴が大きく減殺されることにはなるのだが、それでも先発諸国とりわけ1995年までに明瞭なピークを示す英国、アイルランド、フランスの3国と、96年以後にピークのある後発諸国との違いが現れている。ただしここでもポルトガルはやや異例で5年ほどにわたる高原状態を示し、中発諸国は後発諸国との間に明瞭な相違がない。表の下段の%表示ではそれぞれの国の確認の10%を超える出生年数値を強調表示した。ここでも国ごとに経験年数の差が、出生年分布にそのまま現れるわけではないが、全体としてみると先発、中発、後発の順に出生年分布の差が現れているということが出来る。したがって、BSE 経験の古い国のほうが、早めに対策をとった結果として、早めにBSE 汚染を克服しつつあるのではないかという上記の推定は、必ずしも充分でない出生年別確認数のデータからも裏付けられる。

2-4-4 日本の確認牛の出生年分布

以上のEU各国の比較を参考にしつつ、図表1で見た日本の確認率の上昇傾向にかかわって、確認牛の出生年分布を見ることにしよう。図表6は日本の**すべての**確認牛につき、その出生年（暦年）分布を示している。「北海道」と「北海道以外」をわけた上、BSE 感染が出生後間もない時期に集中するところから、最終飼育地による区分とともに出生地による区分を行ってみた。これによると、出生地別の「北海道以外」で確認総数が少なく、明確な傾向が読み取れないのを除くと、1996年生まれと2000年生まれ前後に明瞭な2つのピークが見られる、という特異な分布を示している。BSE 感染は出生後まもなくおこるとされているだけに、感染経路を考える上での重要な特徴であり、次章であらためてあつかうことにす

る。1996年あるいはそれ以前の出生牛については、すでに乳牛の搾乳年齢を過ぎているところから、今後の確認が出るとしても例外的なものに止まるであろう。これに対して2000年前後生まれの乳牛はようやく搾乳年齢を過ぎようかというところであり、より若い牛を含めて今後も確認が出ることを予想しなければならない。とりわけ2000年前後「北海道」出生のピークは、1996年のそれを大きく上回る可能性がある。より詳しい検討は次章に譲るとして、ここでは、前節で見たEU主要国がBSE 体験をととしてすでにBSE 確認の減衰局面に入っているのに対して、日本はBSE 体験がまだ浅いことを確認するにとどめよう。

2-4-5 確認率における日本の位置

前項では日本のBSE 確認がまだ減衰局面にはないらしいことがEUの場合との比較で明瞭になったが、ここでは、図表1と図表2が捉えた時点の確認率において日本のBSE 汚染程度をEU各国の水準と比較してみよう。EU加盟各国間に見られた確認率の層の中に日本の確認率を置いてみると、「A 死亡牛等検査」では、「北海道」だけで確認があった。2003年度は検査数が少ないため度外視するとして、平均値や、年々上昇した2006年度前半の確認率はヨーロッパでは第3群に匹敵するものだろう。全国の確認率は、第3群と第4群の境界あたりに位置すると考えられる。

「B 生体検査で症状あり」は適用規準の不安定のため、比較することに意味がない。

「C その他」(EUでは「C 健康食用牛」と「D 合計」のEUとの比較には注意を要する事情がある。日本の「C その他」は全頭検査として月齢にかかわらず行われているのに対して、EUでは24ヶ月齢ないし30ヶ月齢より若い牛は検査対象とされないからである。低月齢の牛の分だけ日本のこの項の検査数が多くなっていることは、たとえば日本の「C その他」とEUの「C 健康食用牛」のそれぞれの「D 合計」にたいする検査割合が、99%と87%と、開いていることからもうかがえる。一般論としていえば30ヶ月齢未満の牛にBSE が確認される確率は極めて低いので、全体としての確認率が日本の場合低めにあらわされることになる。比較にはこの点の考慮も必要である。EUではおもに飼育頭数の多い国で24ヶ月以上の検査を実施し、「C 健康食用牛」の検査数では72%がこの方式に属するところから、日本で同様の方式をとった場合を計算上考えてみよう。日本で屠場に送られる牛の23%程度が24ヶ月未満として、これを検査しなかった場合を想定し、CおよびD項の確認率を計算してみる（次頁図表7）。この場合2003年度に確認された異例の若さの2頭は確認されなかったことになり、それに

図表6 日本の確認牛の出生年分布

出生年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	合計
全 国	1	1	12	0	0	4	10	2	1	31
飼 育										
北海道	0	0	7	0	0	3	9	1	0	20
北海道以外	1	1	5	0	0	1	1	1	1	11
出 生										
北海道	0	0	10	0	0	3	10	1	0	24
北海道以外	1	1	2	0	0	1	0	1	1	7

資料：厚労省

図表 7 日本のスクリーニングで24ヶ月以上検査の場合

		C その他			D 合計		
		検査数①	確認	確認率②	検査数①	確認	確認率②
全 国	2006年度前半	461,376	1	0.022	515,973	5	0.097
	2005年度	943,082	5	0.053	1,044,141	8	0.077
	2004年度	968,139	3	0.031	1,073,186	5	0.047
	2003年度	959,702	0	0.000	1,012,936	2	0.020
	合 計	3,332,300	11	0.033	3,646,236	22	0.060
北 海 道	2006年度前半	77,066	0	0.000	102,535	4	0.390
	2005年度	155,953	4	0.256	201,945	7	0.347
	2004年度	156,916	1	0.064	202,924	3	0.148
	2003年度	152,083	0	0.000	155,108	1	0.064
	合 計	542,018	5	0.092	662,512	15	0.226
北 海 道 以 外	2006年度前半	384,310	1	0.026	413,437	1	0.024
	2005年度	787,129	1	0.013	842,196	1	0.012
	2004年度	811,223	2	0.025	870,262	2	0.023
	2003年度	807,618	0	0.000	857,828	1	0.012
	合 計	2,790,281	6	0.022	2,983,723	7	0.023

資料：厚生労働省

注 ①屠畜場にきた牛のうち24ヶ月未満のものが23%として計算。

②検査数1万頭あたりの確認数の割合。

	「C その他」	「D 合計」
全国	0.025 → 0.033	0.051 → 0.060
北海道	0.071 → 0.092	0.182 → 0.226
北海道以外	0.017 → 0.022	0.020 → 0.023

かかわる小区分の確認率は下がるが、その他では当然確認率が上がる。3年半分の合計について、[実際の確認率] → [24ヶ月以上の検査の場合の確認率] という形で示すと、上のようになり、比較に影響を及ぼすほどの相違は出なかった。そこで図表1の確認率と図表7の計算結果の両者を考慮しながらEU諸国の確認率と比較してみる。ここでも北海道と北海道以外との間にかかなりの確認率の差があるが、北海道の確認率はEUでは第3群と第4群の境界に、北海道以外は第4群に相当し、全国の確認率も第4群の範囲内にある。EUでは確認の減少傾向が明瞭であり、日本は逆であることをしばらく置いて、現状の確認率の比較でいえば、日本の確認率は、EUの中では最も低い部類に近いということが出来よう。

以上、EUと日本のデータの対応という限られた条件の中で、日本のBSE確認状況が意味するところを考えてみた。次章ではより広い範囲のデータを用いてBSEにかんして現在日本がおかれている状況を考えてみよう。

3 近年日本のBSE確認状況から

前章ではEUとの比較により日本のBSE汚染の特徴を捉えようとした。比較をつうじて日本の確認率が「北海道」の数値を含めてEUの中位国（第3群）より低めにあると思われること、ただしEU諸国のように減衰局面には至っていないことを認めた。また、日本のBSE確認牛の出生年分布の特異な形も注目された。こうした点を参考にしつつ、本章では日本の状況に集中し、より広い範囲のデータを用いて考察する。考察としてのまとまりを得るため、前章との論点のかさなりを気にせずにデータの示すところを見ていくことにしよう。

3-1 近年の新しいBSE確認状況

2004年ないし05年から06年にかけて、日本ではBSE牛の確認状況がこれまでと違う新しい様相を見せ始めた。図表8はBSE確認された31頭の牛の月齢を、出生時期および屠畜ないし死亡時期別にプロットしたものであるが、これをもちいて明瞭に見て取れる事柄をまずは以下にまとめておこう¹⁵。

3-1-1 新しいクラスターの出現

2003年に確認され、異例に若い確認例として注目された2001年産の23ヵ月齢、および2002年産の21ヵ月齢のものを例外として、03年までに確認された患牛は、1996年ないしその直前に生まれた牛にかぎられていた（上記2頭以外の7頭）。これに対し、2004年以降の確認には、1996年産牛が6頭と、前の時期に近い数を確認されたものの、それを上回って、1999年後半から2000年生まれの牛が15頭と多数を占めるようになり、なかでも2006年には1992年産という古さでしかも和牛という極めて異例の牛の確認例があったものの、1996年近辺産の患牛は確認されず、そして99年後半以後に生まれた牛の確認数が9頭と、前年までの同時期産牛の確認数合計を上回るまでになっている。こうして従来注目されてきた、1996年近辺生まれのクラスター（13頭）に加えて、2000年近辺生まれのクラスター（15～17頭）が明らかになってきた。そしてこの新しいクラスターの登場が、前章で見た日本の確認率の上昇傾向をもたらししていたのである。一般的な条件の下では患牛確認は5～8歳台が多いとされていることと、新しいクラスターの患牛の多くが5歳台以下であることとを考え合わせれば、検査態勢を変えない限り、今後もこれを上回る数の同時期産のBSE牛が確認されることになるだろう¹⁶。前章で見ておいた日本の確認牛の出生年分布の特異な姿がより明瞭に現れている。

3-1-2 BSE確認数の増加と

屠畜時スクリーニング確認数の安定

これも前章で見たところだが、BSE確認数の増加も顕著である。03年までは年間2～4頭で、都合9頭の確認を見ていたものが、04年5頭、05年は7頭、06年は10

15 図に表したBSE確認牛31頭のうち3頭を例外として、他の28頭はすべてホルスタインの雌であって、ようするに加齢ないし発病、死亡などにより廃用となった乳牛である。例外の3頭のうち2頭は2003年に異例の若さで確認されたホルスタイン（去勢）であり、BSE確認牛のうちこの2頭だけが食肉としての用途を主目的に飼養されたものである。他の1頭は2006年に確認された1992年産14歳と際だって高齢の黒毛和種の雌、つまり肉用種の母牛である。出生地別に分けると、北海道24、関東4、近畿1、九州2、と乳牛の多い北海道に集中するが、感染源が地域的に限定されてはいないことを示している。

図表8 日本のBSE確認（月齢、出生時期と屠畜／死亡時期）

屠畜ないし死亡年		2001	2002	2003	2004	2005	2006
出生年	1992						169
	1995		80				
	1996	64 68 67	73	83 81	95 94 103	108 109 102	
	1997						
	1998						
	1999				62	68	80 84
	2000				48 54 57	69 68 71 64 68*2 75	
	2001			23			64
	2002			21			

プロットの数字はBSE確認された各個体の屠畜／死亡時の月齢を表す。

68などは食用に屠畜され、BSE確認された個体をあらわす。

80などは屠畜場における生前検査で起立障害など何らかの障害が見いだされ、BSE確認された個体をあらわす。

94などは死亡牛等サーベイランスの対象とされてBSE確認された個体をあらわす。

68*2とあるのは出生、確認、分類ともにほぼ同じ2つの個体を示す。

頭と漸増し、04 年以降の確認数は 22 頭にのぼる。ただし屠畜場経由のスクリーニングで見つかる BSE 牛の数は、03 年と 06 年の 4 頭を最高とし、目立った増加傾向はない。ただし、今のところ明確な減少傾向も見られない。肉骨粉等の飼料としての利用が法的に禁止されてから 5 年である。乳牛と親牛についてはまだこれから廃用をむかえるものが考えられるので、2、3 年は同様の推移が予想される。

3-1-3 死亡牛、リスク牛の確認例

確認数の増加をもたらしているのは、北海道の死亡牛等サーベイランスの患畜例である。06 年には死亡牛等が患畜確認の 3 分の 2 を占めている。なお、これまでの死亡牛等検査における BSE 確認例はすべて北海道で生まれ、北海道で飼育された雌の乳牛に限られるが、その北海道の死亡牛等検査は格別の扱いを受け、全面実施されたのは全国でもっとも遅く、2004 年 4 月のことであった。全面実施後は年間 4 万 6 千頭程度のペースで検査され、2 年半あまりですでに 10 頭の患牛を確認している。これに先だつ北海道の死亡牛検査数は、2003 年 5 月から翌年 3 月の間に 3,024 頭と、全面化後の検査数の 10 分の 1 以下の程度でしか行われず、1 頭の患牛を確認したのみである（北海道 BSE 対策本部 HP）。

2000 年近辺産のクラスターに限ってみると、屠畜時スクリーニングによる確認 6 例に対して死亡牛等検査の確認 9 例で、早くから指摘されていた事柄、すなわち、BSE 汚染の程度をはっきり掴むうえでの死亡牛等検査の重要性が明瞭に示されている。とはいえ、死亡牛等の汚染程度が十分に示されたわけではない。出生年と検査実施時期との関係で、このクラスターで死亡牛等検査により確認された牛の月齢は若い方に偏り、4 歳台が 2 例（48 ヶ月、54 ヶ月）、60 ヶ月台（5 歳）が 5 例、そして 6 歳台は 75 ヶ月、80 ヶ月と 2 例、つまり 5 歳以下が多くを占めている。したがって今後、時間とともにより高齢の牛に確認が進むものと思われる。

これを以て類推すれば、1996 年近辺産のクラスターでわずかに 2 頭（いずれも 8 歳）しか死亡牛検査で確認されていないことの不自然さが明瞭である。あり得た死亡牛等検査の起点を 2001 年 10 月と考えれば、96 年近辺産

の牛がちょうど 5 歳にさしかかっていく、つまり感染牛において BSE 病原の蓄積の高まりに対応する時期であり、その死亡牛等の中に相当数の患牛が潜んでいて¹⁷、2004 年 3 月までに確認を免れたその数は、その間に屠畜時スクリーニングで確認された 8 頭をかなり上回るものであったろうと思われる。

また、死亡牛等検査の対象および、屠畜場における生前検査で何らかの症状を示していた牛を広義リスク牛と考えると、死亡牛等検査が全面実施されて以降、すなわち 2004 年 4 月から 06 年末までに確認された 20 頭のうち 14 頭までが広義リスク牛であった。2000 年近辺産クラスターに限ってみると 15 頭のうち 11 頭、ようするに 7 割以上が広義リスク牛であった。

3-1-4 1997、98 年産牛の BSE 確認の空白

1995、96 年産に明らかな確認の集中が見られながら、翌年、翌々年産に全く確認が見られないことは、従来から注目されていたが、2000 年近辺産のクラスターが明確になることによって、この空白が一層際だってきた。この空白は、直ちにこの時期産の牛の非汚染を示すものではない。97 年生まれの牛は全頭検査が始まったあと 2002 年には 5 歳をむかえる。乳牛では生産年齢を過ぎようとし、また確認数も多くなっていく時期である。この時期多くの屠畜場が廃用牛の受入を拒否していた。また患牛のチェックにあたった獣医が自死されるという痛ましい事例に示されるように、BSE 確認牛を出すことを忌避する風潮がもっとも強かった時期でもあった。受けるべき検査を回避して処分された牛があったとすれば最も多い時期であったろうと考えられる。しかしその意味では 6 歳をむかえる 96 年産牛の方が 2002 年に廃用となる条件はより熟している。その 96 年産にこの時期、確認が出ていることを考慮すれば、汚染がなかったとは言えないとしても、前後の時期に比較しての汚染度の低さを示すものと考えておそらく誤りではないだろう。このことは隣接する前後のクラスターの汚染のあり方を考えるうえでも留意すべきであろう。

3-1-5 1992 年産牛の BSE 確認

2006 年になって確認された 1992 年産牛の BSE は、1995 年以前に日本に BSE が上陸していたことを示しているのかもしれない。ただしこれは肉用種の黒毛和牛であ

16 1996 年に生まれた牛は 2006 年末までに 10 歳になる。乳牛の搾乳年齢をすでに超しているため、今後このクラスターの牛に確認がでるとしても、ごく例外的な場合に限られるだろう。他方、新しいクラスターの確認牛の中でもっとも早く生まれたのは 1999 年 7 月産である。つまりこのクラスターは、2006 年末に 7 歳半前後になるものより若い牛を中心に構成されているものと考えられるが、ちょうど乳牛としての搾乳年齢を終えはじめた月齢にあたるころから、当面確認数は増加するものと予想される。

17 1996 年近辺産のクラスターの確認牛の中で出生年のもっとも遅いのは 1996 年 8 月産であり、最も早いのは 1995 年 12 月産であるが、死亡牛検査が全面化された 2004 年 4 月の時点ではそれぞれ 90 ヶ月齢および 98 ヶ月齢に達していた。つまり 90 ヶ月齢より若い死亡牛のうちにあり得た患牛は不十分な検査体制のためにすべて見逃されたと考えられ、また、98 ヶ月齢までの死亡牛の中にも検査を受けなかったものが相当数いたはずである。

り、また「異常プリオンタンパク質のパターンが定型的なものでなかった」とされており、異例の確認例であることを考慮に入れる必要がある。

3-2 二つのクラスターの規模

以上5点にわたって、BSE 確認状況の概観から直接に得られる事柄を述べてきたが、これらの事柄が示唆するところをもう少し考えることにしよう。

3-2-1 1996年近辺産のクラスターの本来の規模

上記3-1-1で、新しい2000年近辺生まれのクラスターの確認数が1996年近辺生まれのクラスターをすでに上回っていることを指摘した。しかし、確認数が汚染度を正確に表現しているかどうかは別問題である。2000年近辺生まれ牛のBSE汚染度が、1996年近辺生まれ牛の汚染度を上回ると直ちに判断するわけではない。すでに述べたように96年近辺生まれの患牛で確認されなかったものの数が相当多いと考えられるからである。ただし、このクラスターの確認例の生年が95年12月から翌年8月までと限定されており、その後99年6月までの産牛には患牛が確認されておらず、この空白の期間の産牛に見逃しがあつたことは多いにあり得るとしてもクラスターの期間ほどの汚染が考えられないとすれば、96年産近辺の感染源が内生的なものであるとは考えにくいことになろう。外国からの比較的限られた感染源によるものとの考えを支持する事実と考えられる。ただし、そのような限定された感染例であっても、3-1-3で見たように、死亡牛検査を早期に行っていたとすれば2000年クラスターの現時点での確認数をはるかに超える患牛が確認されていたはずである。2001年10月（全頭検査開始）以前に見逃されたであろう患畜（2001年時点で5歳台前後）をも考慮すれば、1996年近辺生まれクラスターの患牛はおそらく20頭を相当上回る数であったろうと推定できる。

3-2-2 2001年産は？

またこの先、2001年産牛にもさらに確認が出る事だろう。2001年は、96年生まれ乳牛が5歳となり、感染牛においてはBSE病原の蓄積が大きく進む時期であるとともに、乳牛としての生産性が衰えて処分されるものが出はじめる時期でもある。他方、感染阻止対策としては10月からの肉骨粉給餌の法による禁止以前にも、EU機関による日本のBSEリスク評価（GBR）案¹⁸もあつて6月から、肉骨粉の混入防止策（行政指導）がやや厳しくなった等のわずかな改善があつたのだが、その条件が2000年産と大きく変わったと考えるのは楽観的に過ぎよう¹⁹。この年は、申し訳程度のサーベイランスでしか検査してい

18 このGBR評価案をめぐる農水省の狼狽、隠蔽等については、内田2003、第2部第5章を参照せよ。

ないため、患畜の内臓等が肉骨粉などになった公算は極めて高い。1999、2000両年生まれの確認例がそうした内生的な感染源によるものの先駆だったのであれば、そして10月以前にこの年産牛の多くが出生しているものと考えれば、より条件が熟した2001年産牛の感染は、2000年産牛の感染規模を上回る可能性もないわけではない。この先何年かの間に2000年生まれのそれと大きくは変わらない程度の患畜が確認されていく可能性があると考えられる。

3-2-3 2000年近辺産のクラスター

今後の確認動向は、おそらく1999-2001年生まれの牛の動向に左右されよう。2002年以後生まれの牛が感染源に触れるのは、法的規制から漏れた場合に限られ、すでに生じていることではあるが、数的にさほど多いとは考えられないし、また98年以前に生まれた乳牛、母牛、種牛などの生産年齢を終えての処分や死亡は、現時点ではすでに少ないはずだからである。

2000年近辺生まれの新しいクラスターは、この先どのように確認されていくのだろうか？これまでの確認は異例に若い2頭を別にしても、4歳台3頭、5歳台9頭、6歳台2頭、7歳台1頭と通常のBSE確認年齢としては若い方にかたよっているわけで、年の経過とともにより高齢の確認が続くことになる。96年近辺生まれクラスターの確認例では、5歳台3に対し、6歳台以上が10である。ただし96年近辺生まれのBSE牛の本来の数は、この確認数に、全頭検査実施以前に見のがされた主に若い病牛と死亡牛検査の回避によってチェックされなかったより高齢の死亡牛とが加わったもので²⁰、おそらく後者の数がより多かったものと思われる。かりに比率を1：3から1：4程度として1999、2000年生まれに当てはめると、それだけでこの先、数年の間に30～40頭程度の確認は覚悟する必要があるという事になる。2001年生まれも2000年生まれと同程度だとすると、これに25～35頭程度が加わる。

1996年近辺産、あるいはそれに先行する時期産のBSE牛が相当数チェックされることなく処理されていったことはほぼ確実である。そして死亡牛等であればそのほぼ全体が、食用にされた牛であれば、危険部位を含む解体残滓が肉骨粉および牛脂とされた。1996年の最大の国際パニックを受けて農水省では1996年4月半ばに肉骨粉を

19 患牛第1例確認にともなう各種対策実施において微妙な時期である2001年10月13日に生まれて、23ヵ月齢で確認（2001年10月）された第8例があるが、これは「非定型」とされているので感染経路等に関係する考察から除外しておく。

20 このクラスターの牛は、全頭検査が始まった2001年10月に概して5歳台であり、死亡牛検査が全面化された2004年4月には7～8歳台である。

反芻動物に給餌することをはじめて禁止することとした。ただし検討委員会の一部専門家の「法律による禁止」の意見を無視して行政指導にとどめ、結果的に例えば農協系統では単協まで通知が達していない場合が多く見られた。肉骨粉を利用した豚や鶏の餌の牛用飼料への混入阻止対策もあまりとられることがなかった²¹。したがって2000年以後のクラスターの感染については、先行時期の汚染にもとづく内生的な感染源によるものである公算がきわめて高いと考えるべきであろう。このクラスターで既確認と推定をあわせると70～90程度となる²²。これを多いと感じる人もおられよう。しかし、相当数の患者が確認されずにその死体や解体残滓などが飼料化した内生的な感染であるとするれば、汚染がもっと広範囲であっても決しておかしくない。その意味では、行政指導としての反芻動物由来肉骨粉の反芻動物への給餌禁止にも——きわめて不十分なものと批判して来たところではあるが——それなりの抑制効果があったと考えて良いのであろう²³。

3-2-4 第一例確認の意義

2001年に偶然にも恵まれて第1号患者牛が見つけれられたおかげで、2002年以後の産牛については、法による規制が守られた範囲においてはああるが、BSE感染も阻止されているはずである。前項における想定があたっている

とすれば、相当大規模な汚染が本格的に現れ、それが拡大再生産の軌道に乗ろうとするところで、第一例の確認によりチェックされたことになる。

2001年にこの第一例が確認された当時の、BSEサーベイランスにかんする中央当局の姿勢からすると、この個体を検査対象としたこと自体、いわば怪我の功名とみなすべきものであった²⁴。さらに、これを見つけ、農水省畜産部など中央機関の極度に弛緩した対応にもかかわらず確認させるところまでもって行った千葉県家畜衛生研究所の努力に第一例の確認はかかっていた²⁵。第一例確認によって、はるかに大規模なBSE汚染がかりうじて食い止められたことを考えるならば、このような事実をふり返しておくことも、この種の家畜疫病対策を考察するうえで重要なことと思われる。

4 むすび

以上、いささか回りくどい方法をとったが、限られた期間のEUと日本の検査状況の比較（2 日本とEUの比較）および日本の過去全期間のBSE確認例の検討（3 近年日本のBSE確認状況から）をとおして日本のBSE汚染の程度と特徴を探ってきた。日本のBSE汚染を現時点の確認率で見るとすれば、EU諸国の中では低位の部類に位置するということが出来るが、EU諸国がすでに確認率の減衰の局面に入っているのに対して、日本の場合は逆であることが認められた。日本のこの確認率の上昇をもたらしているのが2000年近辺産のクラスターであって、今後の日本のBSE確認の基本的動向はこの時期生まれの牛により規定されるものと考えたが、その帰趨の判明には牛の年齢を考慮すればなお数年を要するものと考えられる。2002年以降産については英国のいわゆるBARB²⁶に相当するものの出現如何にかかり、基本的には監督官庁による規制の確実な執行および畜産関係者の遵法に依存するが、あったとしても大勢にかかわるほどの数ではないことを期待している（脱稿2007年1月11日）。

21 この点、具体的には星野2002、42ページを参照せよ。

22 食品安全委員会プリオン専門調査会が2004年にまとめた『日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について 中間とりまとめ』では「2005、6年から最大60頭のBSE感染牛が確認される可能性」を予想している。この文書がその後同調査会が下してきた各種判断の主要根拠とされているところからすれば、2005、6年の推移を見た上でこの推定の変更の必要がないかを聞きたいところである。

23 最近のBSE確認についての当局の発表には、患者牛が「肉骨粉等の飼料原料の法的な給与規制が開始された以前に生まれた」ものである旨のコメントが強調して付されている。OIEの規定にかかわる記述であることがわからないではないが、あたかも当局が法的規制の実施前に行った行政指導の効果についての検証を放棄したかのような表現には、そのあり方を批判し、気にかけてきたものとして唾然とするほかない。行政指導がどのように行われ、どの程度の効果を発揮したのかについて、詳細な検討のための材料を持つのは当局をおいてほかにあり得ないのだ。

24 星野2002、32-34ページを参照せよ。

25 同上。

26 英国で反芻動物由来の肉骨粉の混入防止策が最終的に強化された1996年8月以後に生まれた牛の確認例を指す。

参考文献

- 内田 誠 『狂牛病は終わらない』旬報社 2003年。
食品安全委員会 「第101回会議議事録」2005年6月。
食品安全委員会プリオン専門調査会『日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について中間とりまとめ』2004年。
星野 中 『『狂牛病』紛争の起点—英国—欧州連合関係の視点から—』『金沢経済大学論集』33-2, 1999年12月。
同 「日本の『狂牛病パニック』」『金沢経済大学論集』35-3, 2002年3月。
同 『『狂牛病』問題の社会科学を！』『学会会報』第856号, 2006年1月

資料を利用したサイト

- EU European Commission DG. Health and Consumer Protection; http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/bse/annual_reps_en.htm
EU European Food Safety Authority; http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/bse/annual_reps_en.htm
Meating Place; <http://www.meatingplace.com/>
農林水産省牛海綿状脳症（BSE）関係； http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/eisei/bse/bse_j.htm#7
厚生労働省牛海綿状脳症等にかんする Q & A ； <http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0308-1.html>
北海道庁北海道 BSE 対策本部； http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/eisei/bse/bse_j.htm#7